

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第10回 内閣と行政権（3）

5. 議会と政府との関係（承前）

- ・ 大統領制への憧憬はしばしば、首相公選制論として発現するが、これを支持する憲法学者や政治学者はほとんどいない。
- ・ 「国政の中心を議会にみて、議会に民意をできるかぎり忠実に反映させ、それを通じて選挙民の多数派の意思が内閣、そして国政に反映されることを期待する」議会中心構想と、「国政の中心を内閣にみて、選挙を通じて選挙民の多数派に支持された内閣の形成を実現しようとする」内閣中心構想の2つのうち、前者は「多様な民意を政策意思へと統合する役割、すなわち多数派形成は代表者に委ねられる」一方、後者は、その「多数派形成を、いわば代表者の「舞台裏」での駆引きに委ねず、国民内部の統合プロセスにおいて実現し、その結果を議会に反映させ、自動的に内閣に反映させようとする」ものである。そして、後者は、「国政の基本となるべき政策体系とその遂行責任者たる首相を、国民が議員の選挙を通じて事実上直接的に選択すること」を目指すものである（高橋和之）。

6. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に全衆議院議員の資格を一斉に失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐるのは、7条説、69条説、65条説、制度説などが対立している。実際には、1948（昭和23）年12月23日の現憲法下最初の解散（69条及び7条に基づく）以外は、すべて7条に基づき解散されている。
- ・ 衆議院の解散決議による自律的解散は、明文の規定がない以上、認められないと解される。

【第12回の宿題】裁判員制度違憲訴訟最高裁判決(II-175)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。また、家庭裁判所違憲訴訟最高裁判決(II-A15)の説明を読んでおく。

Quiz

Q10 衆議院解散権に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 憲法第7条で挙げられた国事行為はもともと形式的・儀礼的行為であるから、同条により内閣の衆議院解散権を根拠付けることはできないという説によれば、解散は衆議院が自律的に決定したときにのみ可能であるということになる。
- イ. 内閣が衆議院解散を決定できるのは憲法第69条所定の場合に限るという説によれば、解散は新たな政治問題が生じた場合に国民の判断を求める制度であるということになる。
- ウ. 日本国憲法は議院内閣制を採っていると理解できるから、この制度の本質からして内閣には自由な解散権が認められるという説に対しては、議院内閣制の概念は一義的ではないという批判がなされている。
- エ. 現在の実務は、内閣の自由な衆議院解散権を憲法第7条で根拠付けているが、最高裁判所は、これが妥当な憲法解釈であるか否かについて判断を示していない。